

「こども誰でも通園制度」とは?

こども1人あたり<u>月 10 時間</u>まで<u>就労要件を問わず</u> 保育園等を利用できる制度です!

集団生活を通じた同年代のこどもとの交流の機会と してご利用いただくことができます。

## 実施施設•利用定員

- 〇はおか保育園(高岡市波岡 156 番地) 1時間当たり**〇歳児~2歳児**3人程度
- ○戸出西部保育園(高岡市戸出町 5-11-2) 1時間当たり1歳児8人まで

## 利用対象

次の①~③全てに該当するお子様が利用可能です。

- ①高岡市に住民票がある
- ②利用日時点で 0歳6か月~満3歳未満である
- ③保育所、認定こども園等に在籍していない

## 利用料金 一人 1 時間あたり 300 円

- ※保険料の実費負担が必要です。
- ※給食等が必要な時間に利用する場合は、給食 代の実費負担が必要です。
- ※世帯状況によって減免を受けられる場合があります。

〇はおか保育園

〇戸出西部保育園

<利用開始までの流れ> ※詳細は高岡市ホームページをご確認ください。

1申請

- ・高岡市子ども・子育て課へ「高岡市乳児等通園支援事業利用認定申請書」をご提出ください。
  - ※紙媒体又は「富山県電子申請サービス」から申請可能です。

2事前面談

• 高岡市子ども・子育て課から「利用認定書」が届いたら、利用を 希望する保育園に事前面談をお申し込みください。



3利用予約

・利用を希望する保育園に利用予約を行ってください。

4利用当日

• 施設で利用料金等をお支払いください。

## 【お問い合わせ先】

高岡市役所2階 福祉保健部子ども・子育て課 15番窓口(0766-20-1377) ※「富山県電子申請サービス」は右のQRコードからアクセスいただけます。



